



# 「いいアルバイト」？名義貸しの代償は、後で高くつきますよ！

“街中の広告にあった” “歩いていたら声をかけられた” “インターネットで見つけた” アルバイト募集。携帯電話を契約して渡すだけ。簡単なようですが、問題はないのでしょうか？



## A子さんからの相談

SNSで「楽にもうかるアルバイト」という書き込みを見た。「携帯電話を購入するのに自分の名前を貸すだけ、通話料はバイト先の業者が払うので自分への請求はない、1台につき5千円の収入になる」というものだった。アルバイトの申込をして、業者の人といっしょに携帯電話ショップに行き、携帯電話を2台契約してその人に渡した。「バイト代は後日振り込まれる」と言われてその場は別れたが、いつまでたっても振込はなく、連絡もとれなくなったうえ、その2

台分の携帯電話の高額な通話料請求がきた。約束が違ふし、自分がその携帯電話を使ったのではないのだから支払いたくないと携帯電話会社に申し入れたが、通話料は名義人（自分）が支払うものであると言われた。解約したいのなら、さらに1台につき約7万円の解約料も必要だと言われた。どうしたらよいか。

SNS:ソーシャル・ネットワーキング・サービス  
自分自身を紹介するプロフィール機能や、自分の趣味や日常について日記のように書き込みができるブログ、またそのSNSの他の参加者と掲示板で意見を交換できるコミュニティ機能などを有し、人間関係を構築することを目的としたインターネットのWebサービス。

## お答えします

A子さんが行った「アルバイト」は、携帯電話の「名義貸し」で、やってはいけないことです。このような相談は、数年前から寄せられており、現在まで減る様子がありません。A子さんのようにトラブルに巻き込まれないための対策は、ただ一つ『絶対に名義貸しには手を出さないこと』です。「簡単なアルバイト」「礼金をお支払いします」「迷惑はかかりません」など、募集広告の甘い言葉をうのみにしてはいけません。

A子さんのように、気軽なアルバイトのつもりで「名義貸し」の意識がなかったとしても、携帯電話会社にとっての契約相手は名義人である相談者であり、通話などで携帯電話を利用した分の料金は名義人に請求されます。もし契約時に、複数年契約を継続することで割引になる料金プランを選択していた場合は、解約の際には解約料を支払う必要があります。

では、料金を支払わず、解約もせず放置してお

いたらどうなるでしょうか？利用料金が支払われないのですから、その携帯電話は携帯電話会社に強制解約され利用停止になります。名義人は不払者として登録され、元々自分が使っている携帯電話が使えなくなったり、新たな契約ができなくなったりします。そして、いずれにしても名義を貸した携帯電話の利用料金は、支払うしかありません。さらに、名義を貸した携帯電話が違法行為に使われていた場合、契約者本人が違法行為に加担したとして責任が問われることもあります。

このような他人の名義で契約された携帯電話は「飛ばし携帯」といわれ、インターネットの掲示板などで売買もされています。「飛ばし携帯」の購入者は、解約されるまでの短期間に最大限利用します。名義人は、その高額の利用料金請求を受けて自分の被害に気づき、あわてて相談することが多いようです。「飛ばし携帯」は、振り込め詐欺やヤミ金融業者による請求、迷惑メールの送信などの違法行為・迷惑行為に使われることもあるのです。

携帯電話の名義貸しは、絶対にやめましょう。

困ったことや不安に思うことがあれば、県や町の消費生活相談にご相談ください。



## 4月の消費生活相談

相談日等 4月7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)

午前10時～正午、午後1時～3時

☎(93)7700

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

## 問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999 午前9時30分～正午

午後1時～4時(土・日・祝日は休業)

産業振興課商工観光係 内線245・246